

令和5年 第2回

苓北町農業委員会総会会議録



本当、農業というのは自然災害に左右されやすいものだというのを改めて痛感しているところでございます。

本日は委員の皆様は全員お揃いでございます。ありがとうございます。

先月は、4年に一度の町長と町会議員の選挙でございました。一度はですね出馬表明を一人の方がなさいまして、今度は選挙になるだろうなというような感じを受けておりましたけど、途中で引き下げられましたので、町長選の方は無投票で山崎新町長が誕生されております。町会議員の方は12名の方が出馬表明をされ戦われて、ここにおられます田嶋委員のご主人が40代の若さで当選を果たされました。年齢が上がってくる中でこの40代の若い町会議員が出てこられたというのはなんとなく町に活気を与えてくれるんじゃないかなというような感じで私は思っているところでございます。

4年間は、山崎新町長を始め10名の町会議員の皆さんは、町の政治、財政、いろんなものを担って行かれるわけでございますが、私たち苓北町の町民が、安心して豊かに暮らすことができるようにそれぞれお力を十分発揮されて導いていただきたいものでございます。

只今から早速総会を開きたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

本日は、全員出席でございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は小野会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願い致します。

議長

はい。それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご意義ございませんか。

(はい。の声あり)

それでは、2番の宮崎委員さんと3番の田嶋委員さんをお願いを致します。

本日の会議書記には、農業委員会事務局の松井氏、川原氏、松野氏を指名致します。

議長

続きまして、日程第2、議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、2ページをお開きください。日程第2、議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。

令和5年2月9日 茶北町農業委員会 会長 小野三幸。

3ページをご覧ください。

整理番号1の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりで、譲渡人は、譲受人の母親です。

申請物件は、田3筆 2, 642㎡、畑1筆 1, 007㎡、合計3, 649㎡です。

場所については、6ページから9ページに図示しておりますが、場所は、6ページの農地については、内田にある生コンクリート工場都呂々方面に下り年柄地区に入ってすぐ左折し、約1キロほど坂を上った年柄川沿いにある農地になります。

次に、7ページの農地については、内田にあります茶北タクシーの事務所のすぐ道向の農地になります。

次に、8ページの農地については、国照寺の参道入口付近の農地になります。

最後に、9ページの農地については、JA茶北本所付近の旧茶北ファームのハウスの道向の農地になります。

権利の種類は、贈与による所有権移転。申請理由は、名義変更を行うためです。議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。整理番号1の件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

田嶋委員

はい。

議長

田嶋委員。

田嶋委員

2月1日に譲受人と4箇所の現地確認に行ってきました。譲渡人の母親より生前贈与をしたいということでした。農地を確認したところ、しっかり管理をされており問題ないと思います。

議長

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

(ありません。の声)

ないようでございますので、整理番号1につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、議案第18号は原案どおり認定することに致します。

議長 続きまして、日程第2、議案第19号 農用地利用集積計画の認定についてを議題と致します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、10ページをお開きください。日程第3、議案第19号 農用地利用集積計画の認定について、農業経営基盤強化促進法に基づき別紙のとおり苓北町農用地利用集積計画書を作成し、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により認定を求められたので附議する。  
令和5年2月9日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

11ページをお開きください。農用地利用集積計画総括表の左側が今回の分になります。

利用権設定の5年未満の新規が1件、5年以上の新規が5件、所有権移転が1件ございます。

詳細は、利用権設定が合計で田6筆 4,799㎡です。明細は12ページ～14ページに記載しています。

利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間につきましては、それぞれ議案記載のとおりです。

次に、所有権移転が畑1筆 285㎡です。明細は15ページに記載しています。

所有権の設定を受ける者、所有権を設定する土地、所有権を設定する者、所有権の移転内容につきましては、それぞれ議案記載のとおりです。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、14ページをお開き下さい。

今回の議案より、農地中間管理事業を介した利用権の設定につきましては、一括方式による方法をとらせていただきます。

これまでの議案では、熊本県農業公社が所有権の移転を受ける者としてまず公告した後に、熊本県農業公社が農地の受け手を設定しており、その報告は、毎回その他事項において、農用地利用配分計画の認可についてということで報告をしておりましたが、今後は、一括方式を行うことで、その他事項の農用地利用配分計画の認可についての報告が不要となります。

そういうことで、農地中間管理事業を介した利用権の設定については、様式を変更しており、様式中程にあります渡人、受人の間に転貸人として、熊本県農業公社が入るということになりますのでご了承ください。

以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

瀬形委員 はい。

議長 瀬形委員。

瀬形委員 今の一括方式ですが、面積は今までは貸す時に1回、借りる時に1回と総括表に2回計上してたものが1回で済むということですかね。

事務局 そうですね。1回で受けられる方に行くということです。

瀬形委員 結局、まともな数字になると。

事務局 そうですね。

瀬形委員 そっちの方が分かりやすかもんね。分かりました。

議長 他にございませんか。

(ありません。の声)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第19号は原案どおり認定することに致します。

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

事務局からその他事項はございませんが、次回、令和5年第3回総会は、令和5年3月9日（木）午前9時30分から庁議室で開催する予定です。事務局からは以上です。

議長

はい、ありがとうございました。皆様から他に何かございましたら、挙手をお願い致します。

（ありません。の声あり）

議長

ないようでございます。  
農業委員会の議題は以上でございます。  
以上をもちまして、令和5年第2回総会を閉会致します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午前9時44分

会 長

---

署名委員

---

署名委員

---